

海難届出証明事務取扱要領

政策企画室広聴担当

平成 14 年 4 月施行

令和 7 年 5 月改定

証明の根拠

諸証明を発行する根拠

諸証明を発行する根拠は、地方自治法第2条第2項（公共事務）に求めることができると考えられる。大阪市においても、住民サービスの立場から区民の要望があったとき、その要望に応じることが妥当とされる場合は、区長の認知できる範囲内において、証明することができるかと解される。

なお、諸証明の発行は公証行為であり、事実または法律関係の存否を明らかにするものであるため、根拠となる確認資料がなければ証明することに疑義がある。

《参考》

地方自治法第2条第2項（公共事務）

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

行政実例

- 1 市町村長の権限に属しない事務に関する事項については、他にその事務を主管する官公署がない場合には、市町村長が認知できる事項であれば証明してさしつかえない。
（昭和31年4月24日行政実例）
- 2 証明された事項は、事実であると推定され、公の公証力を与えられるものであるため、その証明は正確なものでなければならない。したがって、証明は原則的には市町村長において、保管する各種の台帳、公募その他の公文書に基いて行われなければならない。
- 3 証明は原則として2のとおりであるが、その事実が確認できさえすれば、必ずしも台帳、公募その他の公文書等によらないで証明することができるとしている。風水害等天災による被害があり、罹災者から市長に対しその被害について証明書の交付申請があった場合において、市長において確認できる範囲のものについては証明することができるとしている。

（昭和34年12月16日行政実例）

海難届出証明

(1) 証明事項

船員法適用外の日本の船舶が、海難に遭った旨の届出があったことを証明する。
(船員法に規定する船舶については、近畿運輸局長が海難証明を発行する。)

(2) 申請者

船長又は船舶所有者に限るものとする。

(3) 取扱区

船舶所有者の居住する区または事故等が発生した区。

(4) 発行方法

申請者に「海難届出証明願」を提出させ、これに基づき証明を発行する。
記載内容を確認のうえ、証明発行番号・証明発行日・区長名を記入し、諸証明専用区長印を押印して発行する。

(5) 様式

別紙 (P-11) のとおり
なお、申請者が船員法上の様式 (第四号書式) により届出たときは、当該様式を使用して証明発行することもできる。

(6) 手数料

大阪市手数料条例第 8 条第 2 号により取扱うものとする (250 円が必要)。
※別紙資料参照 P-10

船員法適用外の船舶とは [船員法第 1 条第 2 項]

- ① 総トン数 5 トン未満の船舶
- ② 湖、川又は港のみを航行する船舶
- ③ 政令の定める総トン数 30 トン未満の漁船
- ④ その他、国土交通省令の定めるもの

法第 1 条第 2 項第 4 号の国土交通省令の定めるものは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット又はモーターボートとする。 [船員法施行規則第 1 条の 2]

【注意】

船員法第1条第2項②の「港のみを航行する船舶」の「港のみ」とは、『港則法』に定める大阪港の区域（資料参照 P-9）である。それは大阪港の関門内とは限らないが、尼崎港は大阪港の区域には入らない。また、「平水区域」というのは、『港則法』で定める広域より広いので、「平水区域」との記載だけで「港域」と理解することはできない。

船員法適用船舶の船員は船員手帳を持っており、また、その船舶には航海日誌の備え付けが義務付けられている。これらがあるかどうか、船員法適用外船舶かどうかの判断の目安となる。ただし、5トン以上の船舶で大阪港域外にも出て行くのは、船員法で定める船員手帳を申請する必要がある船舶であるから、船員手帳を所有していない場合は船員法違反であって、区役所での海難届出証明はできない。

エンジンもプロペラもない作業船などには、船舶とはみなされない船がある。こういう船は、船舶とはみなされないから、船舶登録の必要がなく、従って船舶番号・総トン数・航行区域の指定は無い。たとえその船員が船員手帳を持っていたとしても、運輸局では海難証明を受けられないので、区役所での証明対象となる。

このほか、漁船の中には、大阪港域外に出て行くものでも、船員法適用外の船舶が存在することもあるので、注意すること。

以上、いずれについても、疑問が生じた場合は、下記の機関へ問い合わせすること。

船舶登録に関する確認機関

1 20トン以上の船舶の登録

近畿運輸局 海上安全環境部 監理課
電話番号 06-6949-6423

2 20トン未満の船舶の登録

① 5～20トン未満の漁船の登録

大阪府 環境農林水産部 水産課 指導・調整グループ
電話番号 06-6210-9613

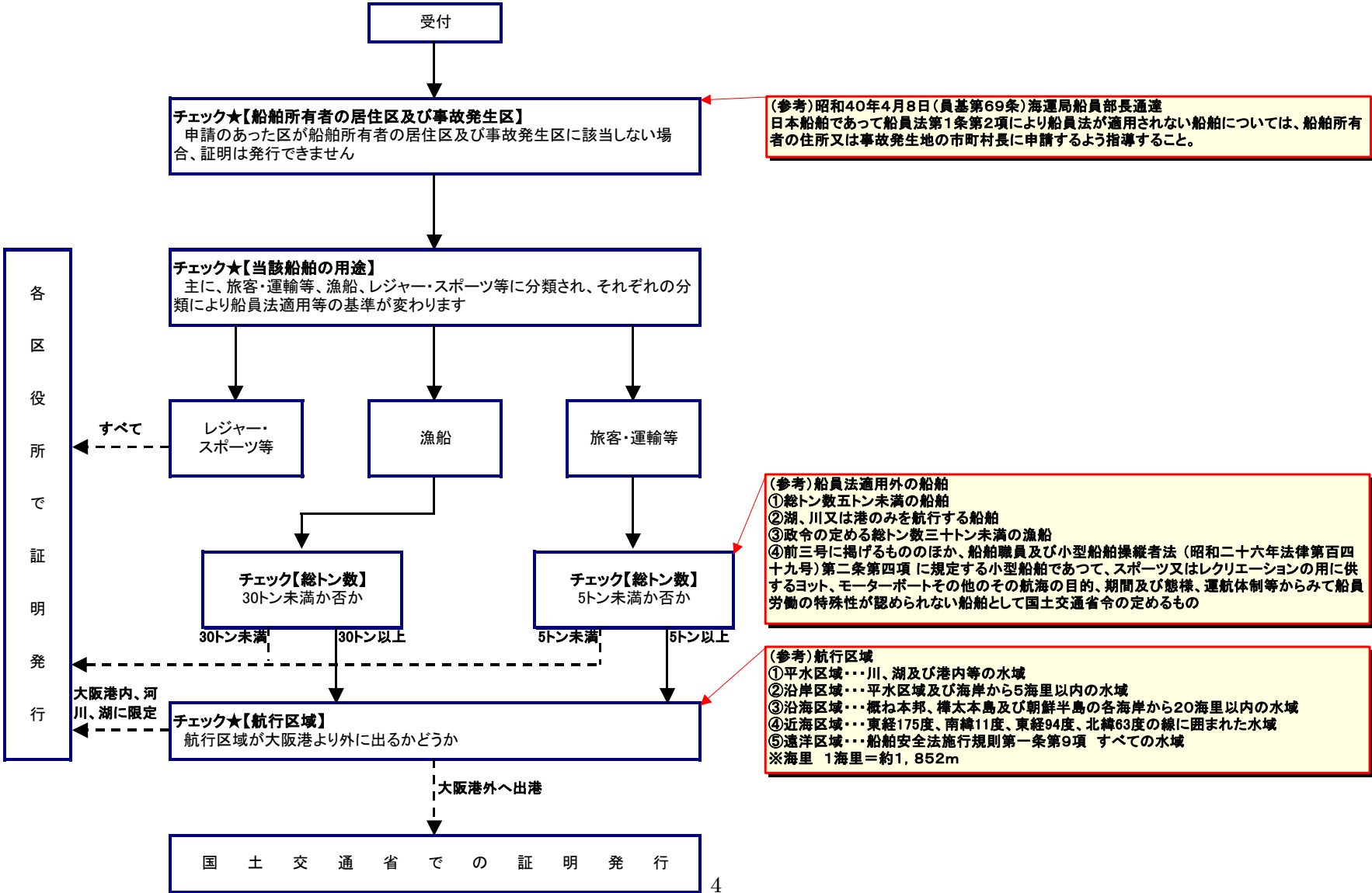
② 20トン未満の船舶の登録

日本小型船舶検査機構大阪支部
電話番号 06-6554-0151

3 船員法適用船舶の海難証明取扱部署

近畿運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課
電話番号 06-6949-6434

○海難届出証明受付フローチャート



海 難 届 出 証 明 願

令和 年 月 日

大阪市 港 区 長 様

申請者 住所 大阪市 港区 市岡 1-15-25

氏名 大阪 太郎

使用目的 保険請求 提出先 港海上火災保険(株)

次のとおり届出します。

記

船 名	船 質	船 船 番 号	船 籍 港	総トン数	航行区域	主機の種類	
					従業制限	箇 数	
					従業区域	出 力	
おおさか丸	汽船	第 1 2 3 4 号	大阪市	22トン	平水区域	ディーゼル1箇 140馬力	
船舶所有者	住 所	大阪市港区市岡1-15-25					
	氏 名	大阪 太郎					
船 長	住 所	大阪市港区市岡1-15-25			海技 免状	種 類	6級海技士（航海）
	氏 名	大阪 太郎				番 号	第12345678号
機 関 長	住 所				海技 免状	種 類	
	氏 名					番 号	
発 航 港	大阪港・税関前			到 着 港	大阪港・税関前		
事実発生	年月日	令和〇年〇月〇日		場 所	大阪港中央突堤沖約600メートル付近		
事 実 の て ん 末							
本船”おおさか”は、令和〇年〇月〇日 23時 大阪港中央突堤税関前を 北港D-21停泊中のなんば運輸(株)							
の定期通船として出港、同23時20分頃 大阪港中央突堤沖約600メートル付近で船体に鈍い衝撃を受けました。							
夜間でもあり、そのまま航海を続け、23時30分頃 税関前に到着しました。直ちに船体各部を点検しましたが、							
水線上に異常はありませんでした。水面下浮遊物が推進器に接触したものと思われますが、詳しくは上架して							
みないと分かりません。							
なお、本船は大阪港域航行船で労働基準法適用のため、公用航海日誌の備え付けはありません。							
本船用途：旅客船							
以下余白							

第 〇〇 号
上記のとおり届出があったことを証明する。
令和〇年〇月〇日

大阪市 港 区 長 氏 名

諸証明専用
区長印

海難届出証明の前提

保海海第七十号
昭和26年2月28日

海事検査部長

船員法適用外船舶の海難証明について

首題の件につき1月26日付五、海海第128号をもって来照があったが、船員法適用外の小型船舶の海難証明については、貴見通り海難事実が確認し得る場合は今後と雖も廃止する意向はないが、その際の取扱手数料はこれを賦課徴収すべき何等の法文上の根拠がないので手数料の徴収は不当でありその証明も「海難がありたることを証明する」こととするから了知ありたい。

昭和31年2月6日

四国海運局船員部労働基準課長殿

船員局労働基準課法規係長

船員法適用外船舶の海難証明について

船員法適用外船舶に対して海難証明をすることは差し支えないが、この証明は船員法施行規則第14条に基づくものではなく、専ら申請者の便宜のために行うものであるから、別紙参考の上、証明申請の方法、証明の文例等についても申請者と協議し適宜処理されたい。

員基第 69 号
昭和 40 年 4 月 8 日

海運局船員部長殿

船員局労働基準課長

船員法適用外船舶の海難報告に対する証明について

標記については、従来明確な根拠がないまま申請者の便宜のため、海運局事務所において事務を行ってきた。(昭和 31 年 2 月 6 日船員局労働基準課法規係長発 四国海運局船員部労働基準課長あての指示は、昭和 26 年 2 月 28 日保海海第 170 号を根拠とし、船員法適用外船舶の海難報告に対し証明を与えることを是認している。)

しかし、船員法適用外船舶の海難報告に対して証明を与えることは、その所掌について問題があるのみならず他の船員法事務に支障をもたらす虞れもあるので、今後は海運局の事務所の船員法事務取扱窓口において、船員法適用外船舶の海難報告に対する証明は一切これを行わないこととするので了知の上、関係者に周知を図られたい。

なお、申請があった場合は、下記により取り扱われたい。

記

1. 日本船舶であって船員法第 1 条 2 項により船員法が適用されない船舶については、船舶所有者の住所又は事故発生地在市町村長に申請するよう指導すること。
2. 船員法の適用されない外国船舶にあつては、当該国の領事館に申請させること。当該国の領事館が本邦に派遣されていない場合は、最寄の領事館に申請するよう指導すること。

44い水第82号
昭和44年6月4日

運輸省船員局長 殿

いわき市長

船員法適用外船舶の海難報告取り扱いについて（照会）

このことについて、昭和40年4月8日付員基第69号貴局長名で船員法適用外船舶の海難報告は、市町村長に申請するよう関係者に通知してあるが、これが取り扱い上次の点について不明ですのでご教示願います。

記

（1）市町村長は、「届出があったこと」に対して証明することと思うが、これが法的根拠及び証明手数料の徴収の適否について

（2）市町村長の証明は、船主に対してのみで良いのかどうか及び海難審判庁（地方）に対する報告の必要性について

員基第255号
昭和44年6月18日

いわき市長 殿

運輸省船員局
労働基準課長

船員法適用外船舶の海難報告の取り扱いについて（回答）

昭和44年6月4日付44い水第82号をもって船員局長あて御照会ありました標記の件につきましては、当職の方から以下のとおり回答致します。

記

1 質問事項（1）について

昭和40年4月8日付員基第69号で船員法適用外船舶の海難報告については市町村長に申請するよう指導されたい旨関係者に指示したのは、船員法適用外船舶の海難報告の受理及びその証明事務が市町村の固有事務と解され、従って市町村長においてこれらの事務を行うことができると考えられるからであります。その法的根拠は、地方自治法第2条第2項（公共事務）に求められることができると考えます。

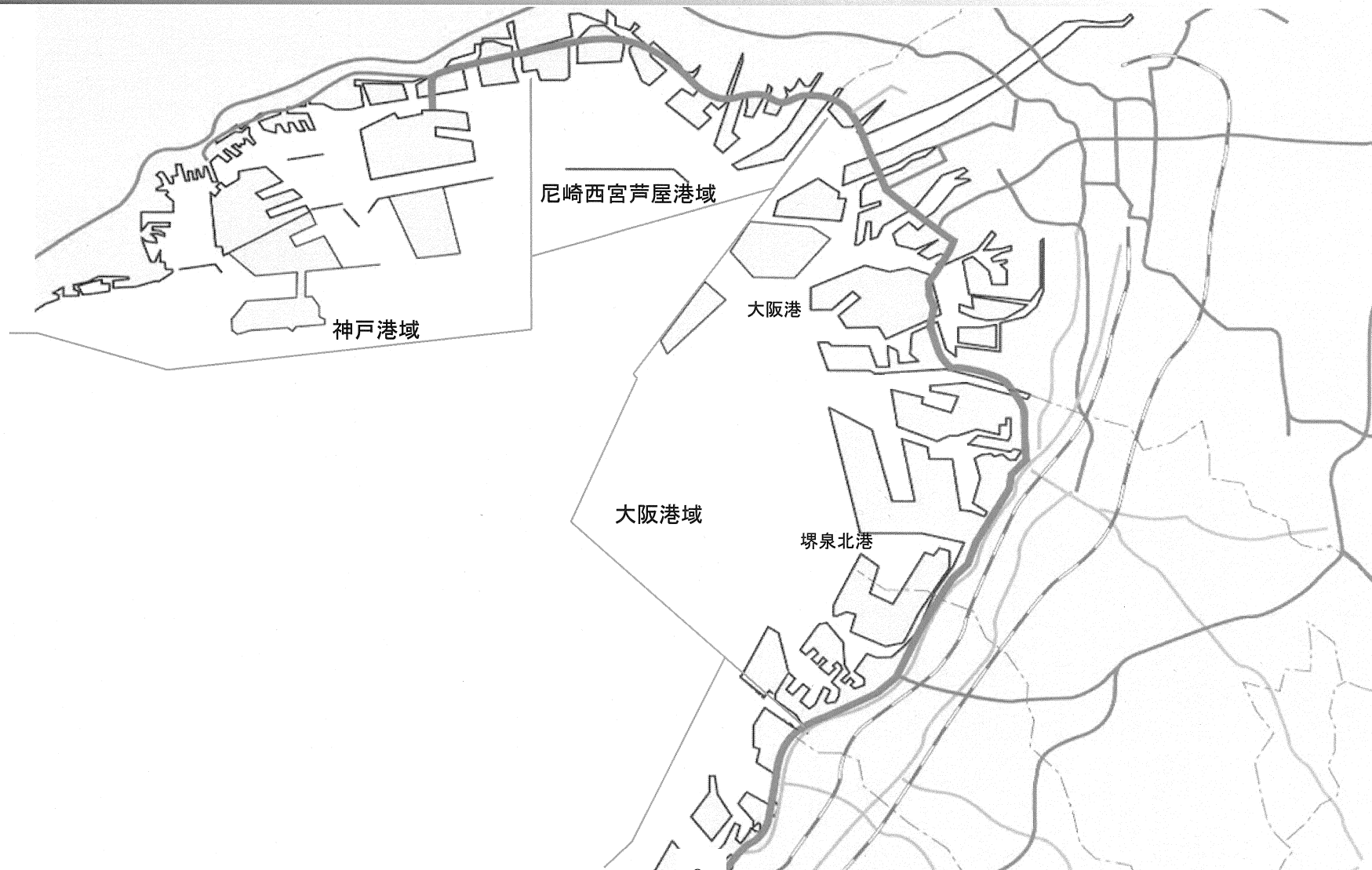
なお、その場合の手数料は、地方自治法第227条第1項及び第228条第1項の規定に従って徴収することができると解されます。

2 質問事項（2）について

海難報告の証明をどの範囲の者に対してするかは、当該市町村において決定できるものと解されます。なお、海難審判法（昭和22年法律第135号）第28条は市町村長が海難の事実を認知したときの地方海難審判庁（理事官）への報告義務を規定しています。

（参）水難救護法（明治32年法律第95条）第10条は、国の機関としての市町村長の遭難報告の受理及び認証について規定しています。

大阪湾諸港(港則法の港域)の範囲



統計・報告

諸証明発行の動向把握を行うため次のとおり統計事務を行う。

(1) 区における事務

ア 証明発行のあった場合には、月極めで集計し、政策企画室広聴担当あて送付する。

イ 様式は「海難証明取扱件数報告書」により報告すること。

(2) 広聴担当における事務

各区から送付された報告書により全市分の集計表を作成する。

書類の整理・保管

(1) 整理・保管

事務処理を終えた諸証明関係書類は、文書分類表に従って証明別・受理年月日順に編集し、保管する。

(2) 廃棄

文書分類表の保存期間を経過した諸証明関係書類は、文書規定により廃棄する。

固有文書分類表

分類項目				常用 期間	保存 期間	簿 冊 名 称
款	項	目	節			
02	01	01	01	常用（一）	1 年	諸証明事務取扱通達書類（区）
市民	区政	連絡調整	区業務			
				—	3 年	諸証明交付関係書類（区）

大阪市手数料条例および同施行規則（抜粋）

大阪市手数料条例第 8 条

第 8 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

第 2 2 号

前各号に定めのない事項に関する証明 1 件につき 250 円

大阪市手数料条例第 1 3 条

第 1 3 条 市長は、国若しくは地方公共団体又は公費の救助を受ける者から申請等があったときその他特別の事由があると認めるときは、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 1 0 条の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。

海難届出証明願

令和 年 月 日

大阪市 区長 様

申請者 住所

氏名 _____

使用目的	提出先
------	-----

次のとおり届出します。

記

[illegible]

第 号

上記のとおり届出があったことを証明する。

令和 年 月 日

大阪市 区長

令和 年 月分「海難証明」取扱件数報告書

区

海難証明

件